

青森県報

第六十九号

令和元年
十月十一日
(金曜日)

目次

告 示

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……

公 告

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……

○肥料の登録……………(食の安全・安心推進課) ……

公 安 委 員 会

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) ……

告 示

青森県告示第三百四十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和元年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)

区 域 区 分

下北郡東通村大字尻労字下堀川五
有限会社 加糠漁業部
下北郡東通村大字尻労字下堀川二一の五
有限会社 吉田漁業部
尻労区域
尻労漁業協同
組合の地区
さけ・ます定置
漁業

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和元年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和元年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第四条第一項の規定により、令和元年十月三日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和元年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三八二号	混合堆肥複合肥料	農研1号	窒素全量 五・五 りん酸全量 七・六 内く溶性りん酸 七・五 加里全量 五・五	公定規格のとおりに	株式会社農産技研 十和田市大字西一本木一

青森県第 三八三号	混合堆肥 複合肥料	ノウサン 一番	内く溶性加里 五・〇 内水溶性加里 二・五 く溶性苦土 二・〇	壜素全量 五・五 りん酸全量 七・六 内く溶性りん酸 七・五 加里全量 五・五 内く溶性加里 五・〇 内水溶性加里 二・五 く溶性苦土 二・〇	公定規格 のとおり
--------------	--------------	------------	--	--	--------------

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年十月十一日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

- 一 物品等の名称及び数量
青森県警察指紋自動識別システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日
令和元年九月十三日

五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

千五百十八万円

（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和二年一月一日から令和六年十二月三十一日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、三か月相当分である。）

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号の規定により随意契約によることとした。

八 契約の相手方を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていないと判断した申請書等を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積りを行った者と随意契約により契約を締結したものである。

九 入札の公告を行った日

令和元年八月二日

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭